

# 1. 病害虫総合防除の実施に関する基本的な事項

## 1) 病害虫総合防除計画の策定趣旨

温暖化等による気候変動を背景として、農作物に被害を及ぼす病害虫の発生量の増加、分布域の拡大、発生時期の変化、海外からの侵入等、病害虫のまん延リスクが高まっており、農業生産への影響が懸念されている。また、化学農薬に過度に依存した防除により薬剤抵抗性の発達した病害虫が発生し、従来の防除対策では農作物への損害の発生を抑えることが困難となっている事例が報告されている。

国は令和3年5月に食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させる政策方針として「みどりの食料システム戦略」を策定し、化学農薬のみに依存しない、総合的な病害虫管理体系の確立・普及等を図ることとしている。また、植物防疫法（昭和25年法律第151号、以下「法」）の一部を改正（令和4年5月2日公布、令和5年4月1日施行）し、「指定有害動植物」（以下、「指定病害虫」という）の「総合防除」を推進するため総合防除基本指針（令和4年11月15日農林水産省告示第1862号）が定められている。

本県においても、こうした状況の変化に的確に対応し、総合防除の普及を図る必要があることから、植物防疫法第22条の3第1項に基づき、「佐賀県病害虫総合防除計画」を策定するものである。

---

### （総合防除）

有害動物又は有害植物のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うもの（法第22条第2項）

### （指定有害動植物）

有害動物又は有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するもの（法第22条第1項）

## 2) 病虫害総合防除計画策定の基本方針

総合防除の推進にあたり、下記の3つを基本的な考え方として、地域の実情や栽培条件等に応じて適切に防除を行うこととする。

- (1) 土壌診断に基づく適正施肥や農作物残渣の除去等による病虫害・雑草の発生しにくい栽培環境を整備すること（**予防に関する措置**）
- (2) 病虫害の発生予察等に基づき、防除の実施時期を適正に判断すること（**判断に関する措置**）
- (3) 化学的防除だけでなく、耕種的、物理的、生物的防除等の中から適切な対策を選択して実施すること（**防除に関する措置**）

本県の病虫害総合防除計画は、現行指針の「佐賀県病虫害防除のてびき」を基本として策定するものである。

なお、「判断に関する措置」に掲げる病虫害の発生予察については、「佐賀県病虫害防除センター」から各種予察情報が発出されており、参照されたい。

病虫害発生予察情報の種類	内容
予報	普通作、野菜、果樹、花きの主要病虫害の発生予想を定期的（翌月の発生予想を当該月末）に発表
対策資料	発生が問題となっている病虫害について、生態や防除対策など予防的防除を含めた対策資料を発表
注意報	病虫害の多発生が予想され、早急に防除対策が必要な場合に発表
警報	病虫害の甚発生が予想され、緊急に防除対策が必要な場合に発表
特殊報	県内未発生 of 病虫害が発見された場合や、これまでの発生様相と異なる場合であって、従来と異なる防除対策が必要となるなど、生産現場への影響が懸念される場合に発表

※佐賀県農業技術防除センターのホームページ

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00321899/index.html>

## 3) 計画の改訂

掲載する防除薬剤については年度ごとに更新を行うとともに、計画の内容について病虫害の発生状況の変化等により見直しが必要な場合は、随時改訂することとする。